

【考案の実施の形態】

考案の実施の形態について図面を参照して説明する。

図3及び図4は封筒の展開図であるが、製袋加工前の型抜きで2、3、4の切り取りミシン目及び、5のスジを封筒のフラップと底糊代を抜くする際に、同時に型抜きする。和封筒には隅貼り【図3】、中貼り【図4】とあるが製袋【図1】及び【図2】した後は、糊代の位置が変わるだけで封筒のサイズ、切り取りミ

シン目の位置、形態は変わらない。

【0008】

再利用する長3封筒のフラップを折る際に、5のスジで折るが、4のミシン目で切り取った部分と干渉しないように5mmの段差をつけてあるため、簡単に封緘できる。

【0009】

また、本考案による再利用可能な郵便封筒は、日本工業規格角2号（縦332mm×横240mm）封筒の横幅を5mm狭く製袋した日本工業規格A列4番の大きさに対応している定型外封筒であるが、これは235mmという寸法が、そのまま定型郵便物最大サイズの日本工業規格長3号（縦235mm×横120mm）として再利用できるという利点がある。

【0010】

第1実施例は、上記のように構成されているから、最初は封筒の上半分に宛名書きと切手貼付に使用し、再利用時には2のミシン目で2つに切り離し、更に3と4のミシン目を破ることによって長3封筒部分のフラップができあがる。5のスジで折り封緘することにより、長3封筒として再利用することができる。

【0011】

通常の封筒と違い、下の部分を封筒として再利用する目的から、社名及び住所等を印刷する位置は、当然限定されてしまうが、2のミシン目の上、つまり中央部分に差し出し人の住所氏名を印刷することにより、デザイン的にも下の封筒との境界線となり、再利用が推進されると思われる。また、再利用の趣旨と要領を徹底するため、適宜の説明文等を印刷しておくことが好ましい。